**<共同生活援助事業所記載例>**

○○○（事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は、□□□（法人名）が開設する○○○（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する介護サービス包括型指定共同生活援助の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者に対する適切かつ円滑なサービスを提供することを目的とする。

**※　赤字について、日中サービス支援型の場合は「日中サービス支援型指定共同生活援助」とすること。**

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村，地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

４　事業所は、一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和２年条例第５２号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（主たる事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

　　○○○

（2）所在地

　　一宮市○○○○○○

２　共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　　△△△

所在地　　一宮市△△△△△△

（2）名称　　　□□□（本体住居）

　　　　所在地　　一宮市□□□□□□

名称　　　□□□●（サテライト住居）

　　　　所在地　　一宮市□□□□□□

**※　複数の共同生活住居がある場合においては、第2項に名称及び所在地を記載すること。連携する本体住居とサテライト型住居は、上下に連続して記載すること。**

（従業者の職種，員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者　１名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）サービス管理責任者　○名以上（うち常勤○名以上）

サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

ア　利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

イ　利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。

ウ　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行う。

エ　他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

（3）世話人　　○名以上（うち常勤○名以上）

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

（4） 生活支援員　　○名以上（うち常勤○人以上）

　生活支援員は、利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。

（5）夜間支援従事者　　○名以上

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯において、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う。

**※　従業者の員数を「〇名以上」と表示する際は、実態と乖離しすぎないよう注意すること。**

**※　「日中サービス支援型」においては、（5）夜間支援従事者の記載をすること。**

（事業所の入居定員）

第５条　事業所の入居定員は、○○名とする。

２　各共同生活住居の定員は、次のとおりとする。

（1） △△△　　　○名

（2） □□□（本体住居）　　　　　○名

（3） □□□●（サテライト住居）　○名

**※　第３条第２項と整合性があるように記載すること。**

（指定共同生活援助の内容）

第６条　指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

（1）個別支援計画の作成

（2）利用者に対する相談

（3）食事の提供及び入浴、排せつ、食事等の介護

（4）健康管理、金銭管理の援助

（5）余暇活動の支援

（6）緊急時の対応

（7）他の事業所や職場等との連絡、調整

（8）夜間における支援

（9）前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

**※　夜間支援体制をとっていない場合には、第８号を削除し、それ以下を繰り上げること。なお、夜間支援体制をとっている場合には加算の有無に関係なく記載すること。**

（支給決定障害者から受領する費用の額）

第７条　事業所は、サービスを提供した際には、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払いを受ける。

２　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から法第２９条第３項第１号の規定により算定された費用の額（その額が現にそのサービスに要した費用（法第２９条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、そのサービスに要した費用の額）の支払いを受ける。

３　次に定める費用については、利用者から徴収する。

（1）家賃　　　　月額○○○○○円

（2）食材料費　　月額○○○○○円

（3）光熱水費　　月額○○○○○円

（4）日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費。

（5）体験利用に係る費用については利用日数に合わせ案分した額とする。

**※　体験利用を行わない場合は（5）を削除する。**

４　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対し、事前に文書でサービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

５　第1項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、その費用に係る領収証を交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第８条　事業所は、利用者の依頼を受けて、その利用者が同一の月に当事業所が提供するサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、そのサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそのサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項（法第３１条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

（入居に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、入居に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

**※　事業所で定める共同生活上のルール等を記載すること（内容は任意）。ただし、利用者の権利や自由を制限するような内容については規定できない。**

（主たる対象者の障害の種類）

第１０条　事業の主たる対象の障害の種類は、特定しない。

**※　主たる障害の種類を定める場合には、障害の種類を記載すること。**

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（緊急時における対応方法）

第１２条　従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（虐待防止のための措置）

第１３条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（3）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情解決）

第１４条　事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

３　事業所は、提供したサービスに関し、一宮市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して一宮市が行う調査に協力するとともに、一宮市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、一宮市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を一宮市に報告する。

５　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（その他運営についての重要事項）

第１５条　事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。

２　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修　採用後○か月以内

（2）継続研修　　年　○日

３　従業者及び管理者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。

５　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

６　事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存する。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は□□□（法人名）と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

　附則

この規程は，令和○○年○月○日から施行する。